

令和3年度から令和5年度までの間の地域区分について

【介護（予防）給付の地域区分について】

介護報酬の算定に係る地域区分について、令和3年度報酬改定により見直しがなされております。介護（予防）給付の地域区分については、事業所が所在する市区町村の地域区分が適用されます。地域区分のご確認をお願いします。

【小松島市介護予防・日常生活支援総合事業における地域区分単価について】

介護予防・日常生活支援総合事業においては、サービス内容に応じて市区町村が単価や利用者負担を設定することとされています。

小松島市では、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日付老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）に基づき、本市の被保険者にサービス提供を行った場合の地域区分単価は、「その他：1単位＝10円」となります。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業における地域区分は、介護（予防）給付とは異なり、小松島市に住民登録がある被保険者は、市内・市外の事業所を問わず、小松島市の地域区分単価が適応されます。

ただし、住所地特例対象者については、施設所在地の市区町村が介護予防・日常生活支援総合事業を提供するため、施設所在地の市区町村の単位及び地域区分単価が適応されますので、施設所在地市区町村へのご確認をお願いします。

【事業所所在地・種類コード別単価（小松島市総合事業）】

種類コード	事業所所在地	
	市内事業所	市外事業所
訪問型サービス A2：訪問型サービス（独自） A3：訪問型サービス（独自/定率）	小松島市の単価（小松島市が定める単位数×小松島市の地域区分単価（ <u>10円</u> ） 令和3年度～令和5年度	
通所型サービス A6：通所型サービス（独自） A7：通所型サービス（独自/定率）		